

ホッカンホールディングス株式会社定款

2023年6月29日 改訂

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社はホッカンホールディングス株式会社と称し、英文では H O K K A N H O L D I N G S L I M I T E D と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動を支配・管理

(1) 容器事業

- ①各種空罐、容器、ブリキ加工品、プレス加工品の製造販売
- ②ブリキ板の印刷塗装並びに塗装
- ③合成樹脂成型並びに加工

(2) 充填事業

- ①清涼飲料水・酒類の受託製造販売
- ②その他各種飲料の受託製造販売
- ③乳製品・菓子類の受託製造販売
- ④レトルト食品の受託製造販売
- ⑤農産物の加工及び販売並びに包材資材の販売
- ⑥各種化粧品受託製造販売

(3) 機械製作事業

- ①各種機械器具類の製造販売
- ②各種機械器具の設置工事業
- ③各種機械器具類の設計・施工請負、修繕保守
- ④土木・建築・鋼構造物工事の設計・請負工事
- ⑤とび、土木工事業

(4) その他

- ①上記事業に関する各種コンサルタント業
- ②有価証券の運用、売買、金銭の貸付及び債務の保証
- ③各種情報機器、情報の処理、情報提供サービス及びこれらに関連するソフトウェアの開発、販売貸借並びに業務代行
- ④上記 (1) 、 (2) 、 (3) の事業を営む企業に対する投資及び融資
- ⑤知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
- ⑥運輸・倉庫業
- ⑦貨物運送取扱事業
- ⑧農畜産缶詰試験研究の為の農地耕作

2. 前号に関する研究、開発、調査の受託
3. 不動産の売買、賃貸、管理及び斡旋
4. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
5. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は48,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定

め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 定時株主総会は事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。
2. 株主総会の招集地は東京都とする。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長が支障あるときは、取締役会の決議を以て予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分

の2以上を以て行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は取締役を以て構成し、特に法令又は定款に定める事項の外、業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項にて定めた取締役に支障あるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の外、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 27 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任

期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の外、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 35 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領のない時は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。